

○独立行政法人水産総合研究センター評価会議規程

平成13年12月26日付け13水研 第1013号
改正 平成15年 1月28日付け14水研 第1037号
改正 平成16年 1月 9日付け15水研 第1615号
改正 平成18年11月29日付け18水研本第1242号
改正 平成21年 4月 1日付け20水研本第1610号
改正 平成21年 8月 4日付け21水研本第10728003号

(趣旨)

第1条 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）に、独立行政法人水産総合研究センター中期計画（平成18年4月1日付け農林水産省指令17水推第1177号。以下「中期計画」という。）第1の1（1）に基づく事務事業評価を行うための会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程及び第9条の規定により別途定める運営要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究開発等 第1条の事務事業のうち、試験及び研究、調査並びに技術開発及び個体群維持のためのさけ類及びます類のふ化及び放流をいう。
- (2) 業務運営 第1条の事務事業のうち、前号の研究開発等を除くものをいう。
- (3) 外部専門家 センター外部の者で、評価対象の研究開発等及びそれに関連する分野の専門家をいう。
- (4) 外部有識者 センター外部の者で、評価対象とは異なる研究開発等の専門家その他の有識者をいう。
- (5) アドバイザー センター外部の者で、評価対象の業務運営分野及びそれに関連する分野の助言者をいう。
- (6) 外部委員 第3号及び第4号に定める外部専門家及び外部有識者をいう。

(評価会議の区分)

第3条 評価会議の区分は次のとおりとする。

- (1) センター機関評価会議
- (2) 業務運営評価担当者会議
- (3) 研究課題評価会議

(評価会議の開催)

第4条 評価会議は、それぞれ原則として年1回開催する。

2 評価会議の主催者は、それぞれセンター機関評価会議にあつては理事長、

業務運営評価担当者会議にあっては経営企画部長、研究課題評価会議にあっては研究推進部長とする。

(審議事項)

第5条 評価会議は、区分毎に次の事項を審議し、評価を行う。

(1) センター機関評価会議

ア センター全体の運営に関する事。

イ センター全体の調査・研究の推進方策・計画に関する事。

ウ センター全体の調査・研究の進捗状況、成果に関する事。

エ その他必要と認める事項

(2) 業務運営評価担当者会議

ア センター全体の業務運営に関する事。

イ センター全体の経営方針・計画に関する事。

ウ センター全体の業務運営の進捗状況、成果に関する事。

エ その他必要と認める事項

(3) 研究課題評価会議

ア 研究開発等に関する課題の計画、進捗状況、成果に関する事。

イ その他必要と認める事項

(評価会議の構成)

第6条 評価会議の構成者は、区分ごとに次のとおりとする。

(1) センター機関評価会議

外部委員、理事長、理事、監事、本部部長、その他会議主催者が必要と認める者

(2) 業務運営評価担当者会議

本部部長、本部課・室長、その他会議主催者が必要と認める者

(3) 研究課題評価会議

理事（但し、必要に応じ）、外部委員、課題担当者、その他会議主催者が必要と認める者

(外部委員の任命及び任期)

第7条 前条の規定により、評価会議の構成者となる外部委員は、会議主催者が選定し委嘱の手続きを行う。外部委員のうち、外部有識者と外部専門家の構成は、会議主催者の判断による。

2 外部委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーの任命及び任期)

第8条 業務運営評価担当者会議の主催者は、必要と認められる場合は、アドバイザーを選定し委嘱の手続きを行う。

2 アドバイザーの任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(会議の運営)

第9条 評価会議の運営は、この規程に定めるもののほか、別途定める運営要領による。

(事務局)

第10条 評価会議の事務局は、センター機関評価会議及び業務運営評価担当者会議においては経営企画部評価企画課、研究課題評価会議においては研究推進部研究支援課とする。

附 則

この規程は、平成13年12月26日から施行する。

附 則 [平成15年1月28日付け14水研第1037号]

この規程は、平成15年1月28日から施行する。

附 則 [平成16年1月9日付け15水研第1615号]

この規程は、平成16年1月9日から施行する。

附 則 [平成18年11月29日付け18水研本第1242号]

この規程は、平成18年11月29日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1610号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年8月4日付け21水研本第10728003号]

この規程は、平成21年8月4日から施行する。